

議案第22号

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例

幕別町附属機関設置条例（令和2年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関する事。	委員長 副委員長 委員	関係学校の代表者 関係団体の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年
-----------------	---------------------------------	-------------------	---------------------------------------	-------	----

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。